

● 毛呂山町が

奨学金の返還を 支援します

5年間で

年間
10万円
上限

最大 **50** 万円

町では、大学等を卒業し毛呂山町に定住する人を対象に在学時に借り入れた奨学金返還金額の一部を補助する奨学金返還支援補助金事業を実施しています。

～毛呂山町未来応援奨学金返還支援補助金～

対象者：下記を全て満たす人

- 大学等在学中に奨学金などの貸与を受け、奨学金などの返済を遅滞なく行っている人
- 大学等を卒業し、交付申請をする初年度の4月1日時点で満30歳以下の人
- 第1回目の交付申請日時点で、本町に住民登録があり、現に住んでいる人
- 第1回目の交付申請日以後、5年間以上継続して町内に定住する意思がある人
- 次のいずれかに該当する人
 - ・ 事業所等に就職し、1年以上継続して正規雇用されている人
 - ・ 起業し、1年以上継続して事業を行っている人
 - ・ 第1次産業に従事し、1年以上継続して業務を行っている人
- 町税などの滞納のない人
- 暴力団員と密接な関係を有しない人

国または地方公共団体の職員は除きます。

対象奨学金

日本学生支援機構第一種奨学金
日本学生支援機構第二種奨学金
など（元金のみ）

補助金額

年度内に返還した奨学金の **3分の2**
以内の額（1年度に1回**10万円**が
上限、最大**5**年度分の補助）

申請期限

毎年度
9月末まで
必要書類を提出してください。

問い合わせ先

役場
企画財政課企画係

☎295-2112内線322



詳しくは
こちら！